

第5回 高知県 県・市町村 国民健康保険事業 運営検討協議会

<議題等>

第1 国民健康保険事業費納付金の仮算定に基づく納付金の激変緩和対策について

<総論>

- ・国保事業費納付金の算定方法について

<仮算定の概要>

1. 算定時点ごとの公費等の比較
2. 算定方法について(今までの県・市町村との協議結果)
3. 激変緩和措置の方法について
4. 激変緩和措置に必要な額の試算(仮算定による)
5. 『1人当たり国保事業費納付金額』について(仮算定による)

第2 『高知県国民健康保険運営方針(原案)』に係る意見公募及び市町村意見照会の結果 並びに『高知県国民健康保険運営方針(案)』について

※【別資料】

第3 平成29年度今後のスケジュール(国保制度改革に向けて)

事業費納付金と保険料額との関係

県における作業

歳出

県全体で賄う費用
 ・医療に要する
 保険給付費
 ・後期高齢者支援金
 ・介護納付金

歳入

県全体で交付される
 公費
 ・定率国庫負担
 ・国普通調整交付金
 ・県繰入金(1号)
 ・前期高齢者交付金
 等

医療費等の増減が無かったら、
 県全体に必要な事業費納付金
 総額は、制度改革前後で変わら
 ない。

事業費納付金総額

各市町村の
 医療費水準、
 所得水準、被
 保険者数等
 に応じて配分

「d」

各市町村ごとの
 事業費納付金
 【激変緩和措置】

市町村における作業

歳出

事業費納付金

市町村個別の
 事業費
 ・保健事業
 ・出産育児一時
 金等諸費
 ・葬祭費 等

歳入

市町村個別の
 公費等
 ・国特別調整交
 付金
 ・国の保険者努
 力支援制度
 ・県繰入金
 (2号分)
 ・法定の一般会
 計繰入金等

「e」

本来あ
 るべき保
 険料額

歳入

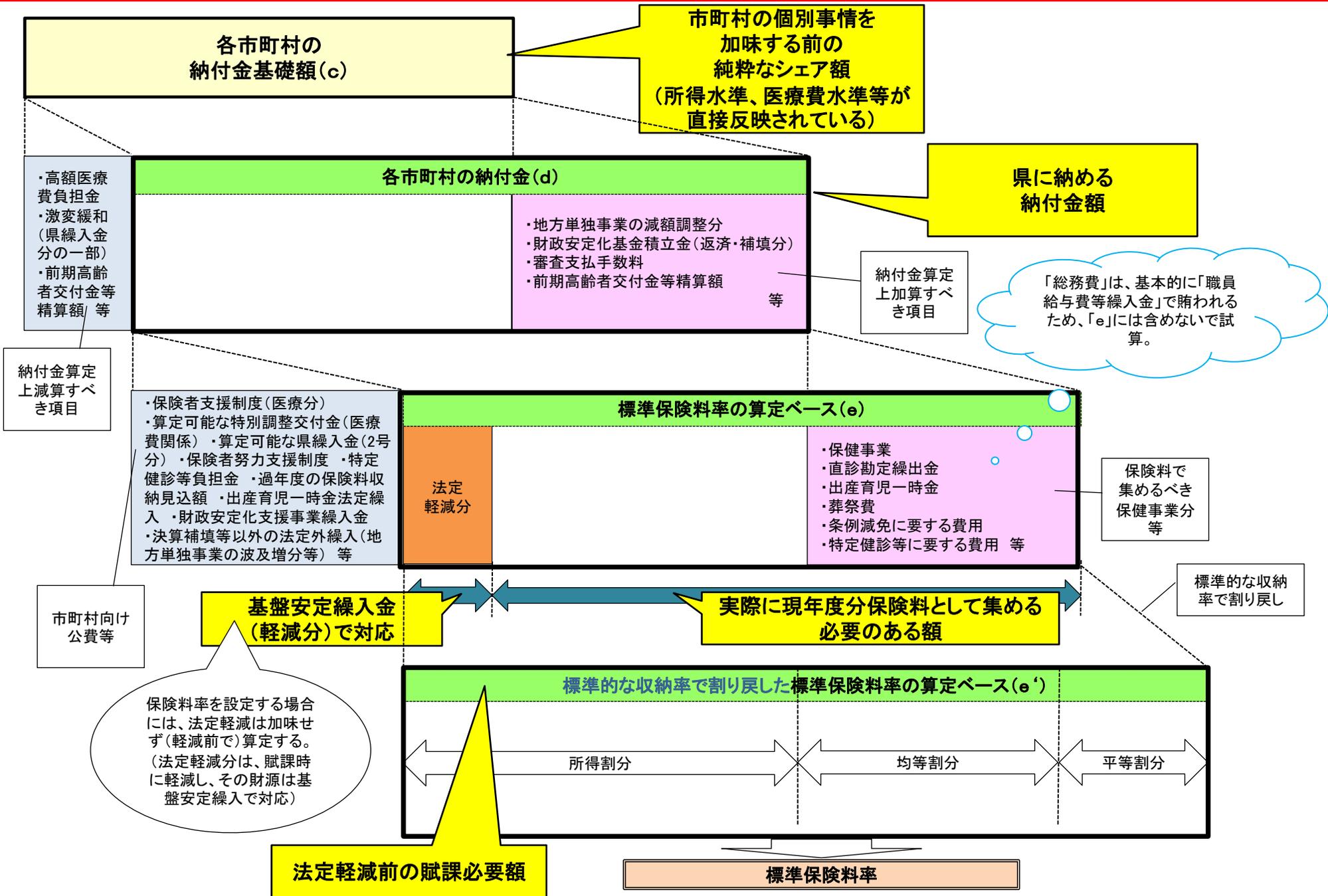
保険料の調整
 ・前年度繰越金
 ・基金繰入金
 ・法定外の一般
 会計繰入金等

保険料額
 (軽減前)

決算で不足する場合は
 県基金(県国保財政安定化基
 金)からの借り入れ等

「e」の値は、市町村個別の事業費(各市町村の推計値)や年度間でバラツキがある経費の影響が出る。
 そのため、文比べの基準値としては適当ではない。

納付金と標準保険料率の算定ベースのイメージ (医療分)



<仮算定の概要>

1. 算定時点ごとの公費等の比較

平成30年度を対象とした初めての算定

	第1回試算 (H28.11)	第2回試算 (H29.1)	第3回試算 (H29.7)	第1回仮算定 (仮係数による仮算定)	第2回算定 (確定係数による 本算定)
算定対象年度 (何年度を試算したもののか)	平成29年度			平成30年度	平成30年度
制度前提	現行制度	現行制度	新制度	新制度を前提	同左
医療費指数	平成25年度～平成27年度			平成26年度～平成28年度 (特別高額医療費を共同負担)	同左
所得 (上段:所得係数(β) 下段:所得シェア)	平成28年度			平成27～29年度の平均	同左
				平成28年度と平成29年度の平均	同左
追加公費 ()書きは高知県分 (算定に使用した額)	未反映		ほぼ反映	基本的に反映	基本的に反映
①普通調整交付金 【300億円程度】	医療分:4,820,009千円 後期分:1,263,791千円 介護分:499,435千円 国が示す額(H27実績額)		約300億円 医療分:4,762,077千円 後期分:1,268,863千円 介護分:452,531千円	約300億円 医療分:4,762,495千円 後期分:1,236,388千円 介護分:440,159千円 *「B」(保険料収納必要総額)を算出する際に減額。	約300億円
②暫定措置 (追加激変緩和) 【300億円程度】	-		約250億円(152,476千円)	約250億円(154,222千円) *「d」(各市町村の納付金)を算出する際に減額。	約300億円
③特別調整交付金 【100億円程度】	県が行う保健事業等に充当することも可能。		約100億円【子ども】(68,407千円)	約100億円【子ども】(76,599千円) *「d」(各市町村の納付金)を算出する際に減額。	約100億円【子ども】
④保険者努力支援 (都道府県) 【500億円程度】			約200億円(123,354千円) 【医療費適正化の取組状況分】	約500億円(238,254千円) *「B」(保険料収納必要総額)を算出する際に減額。	約500億円
⑤保険者努力支援 (市町村) 【300億円程度※別途、 特調より200億円程度 追加】	-		約300億円(331,827千円) ※別途特調より200億円	約300億円(323,645千円) ※別途特調より200億円 *「e」(標準保険料率の算定に必要な保険料総額)を算出する際に減算。	約300億円
⑥特別高額医療費 共同事業	-		約60億円(78,856千円)	約60億円(77,011千円)	約60億円

平成30年度 高知県国民健康保険事業特別会計について

※現時点での見込であり、国保指導課全体保留。

平成30年度 県国保特会の予算規模 約800億円

歳出

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金(普通交付金)(市町村) 63,926,870千円
- 保険給付費等交付金(特別交付金)(市町村) (精査中)千円(★を財源)
- 後期高齢者支援金等(社会保険診療報酬支払基金)9,821,397千円
- 介護納付金(社会保険診療報酬支払基金) 3,812,287千円
- 保健事業費等(県が実施する高知家健康パスポート事業、血管病の重症化予防対策など)や一般会計繰出金 23,825千円(保険者努力支援制度(県分)の1割程度を活用予定。) ※一般会計又は国保特会のどちらで行うかは、厚労省の見解を確認中であり、それを踏まえて検討する。

県全体で保健事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援制度の市町村分の確保につなげる。

<県一般会計からの主な歳出>

- ◇保険基盤安定負担金(保険料軽減分)(市町村) 2,505,454千円
- ◇保険基盤安定負担金(保険者支援分)(市町村) 441,703千円

保険者努力支援制度交付金

○後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。
※市町村分の3/5を保険者努力支援制度交付金に、2/5は国特調に計上。

一般会計繰入金

○総務費(人件費を含む)を一般会計から特会に繰り入れて、特会で計上するかどうかは、検討中(県財政課との協議)。

国保事業費納付金

○保険給付費等交付金(普通交付金)、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料税率を決定し、賦課・徴収する。

歳入(県国保特会)

New	保険者努力支援制度交付金(国) 432,441千円 (県:238,254千円、市町村(★):194,187千円)
	療養給付費等交付金 (社会保険診療報酬支払基金) (精査中)千円
	高額医療費負担金(★) (国、県一般会計から繰入) 1,732,440千円
	特別高額医療共同事業費負担金(国) 40,846千円
	特別高額医療共同事業交付金(国保中央会) 77,011千円
	特定健診負担金(★) (国、県一般会計から繰入) 220,444千円
	一般会計繰入金(県一般会計) (精査中)千円
New	国保事業費納付金(市町村) 合計23,107,207千円 (内訳) ・医療分 16,741,746千円 ・後期分 4,556,371千円 ・介護分 1,809,090千円

国・調整交付金(国)
合計(6,439,042+特調)千円
(内訳)
〔・普調:6,439,042千円
・特調(★):(精査中)千円〕

療養給付費等負担金(国)
14,893,528千円

県繰入金(県一般会計から繰入)
合計 4,255,053千円
(内訳)
〔・1号繰入金:3,955,053千円
(内、激変緩和に活用290,075千円)
・2号繰入金(★):300,000千円〕

国・調整交付金

○普通調整交付金
財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金
画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金

○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金

○1号繰入金
市町村間の医療費及び所得水準の格差を考慮し調整する。
○2号繰入金
国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。

50%

公費(国・県)50%

※1:()書きは歳出先または歳入元。
※2:歳入の網掛け部分は、県一般財源による部分。

2. 仮算定の方法について（今までの県・市町村との協議結果）

項目	今までの県・市町村との協議結果
(1) 納付金の配分の算定方式	<p><u>○3方式を採用する。</u></p> <p>理由：資産割については、固定資産を所有することが必ずしも担税能力と一致しない。他の市町村に所有する固定資産には賦課されないこと及び金融資産などには賦課されないこと等の課題がある。</p>
(2) 医療費指数反映係数(α)	<p><u>○医療費水準を納付金の配分に全て反映(α = 1)</u></p> <p>理由：ガイドラインでは、医療費水準を全て反映することが原則となっている中で、本県は市町村ごとの医療費水準の格差が大きい。</p> <p>事業納付金の総額は、各市町村の保険給付費等の合計額をもとに算出されており、各市町村の医療費水準に応じての配分が被保険者の理解を得られやすく、医療費適正化への取組も促進されることから当面は医療費水準の統一は行わず、納付金算定においては、医療費水準はすべて反映する。</p> <p>※保健事業費、出産育児一時金、葬祭費は、保険料水準を統一する場合は納付金の算定対象費用に含めることが可能とされているが、本県は当面は保険料水準の統一は行わないこととしているため、これらを納付金の算定対象費用に含めない。</p>
(3) 所得係数(β)及び応能割と応益割の割合	<p><u>○応能割と応益割の割合の算出は所得係数(β)を使用。</u></p> <p>※所得係数(β) = 県平均1人当たり所得 ÷ 全国平均1人当たり所得(国原則)</p> <p>理由：所得係数(β)を使用して納付金配分における応能割と応益割の割合を算出することが国原則。各都道府県の所得調整を行う国普通調整交付金額の算出にも関係し、県内市町村間の所得調整にも適していると考えられる</p>
(4) 所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	<p><u>○所得割：資産割 = 100:0(3方式のため、資産割を用いない。)</u></p> <p><u>○均等割：平等割 = 70:30</u></p> <p>理由：1世帯あたりの被保険者数が減少するなど、世帯割の役割(被保険者数が多い世帯の負担軽減)は以前と比べ低下しているため、現状よりも世帯別平等割の比率を下げ、現行制度の標準割合を用いる。</p>
(5) 高額な医療費の共同負担	<p><u>○特別高額医療費(レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)の共同負担を行う。</u></p> <p>理由：国費が20億円から60億円に拡充される予定(全国ベース)であるが、特別高額医療費の発生実績が無い小規模市町村に発生した場合、納付金額への影響が大きいため、共同負担を行うことにより市町村国保財政の安定化を図る必要がある。(※1件1,000万円以上が発生する可能性や複数件発生する可能性もある。)</p> <p>市町村アンケートで、全市町村のうち約半数が「行う方が良い」と回答しており、また、発生頻度が県平均以下の市町村でも「行う方が良い」が「行わない方が良い」より多いこと。</p>
(6) 賦課限度額	<p><u>○政令のとおり。(H29年度は医療54万円、後期19万円、介護16万円)</u></p>

3. 激変緩和措置の方法について（今までの県・市町村との協議結果）

項目	今までの県・市町村との協議結果
(1) 比較対象 （「d」（納付金ベース）か「e」（保険料ベース）か）	<p>○「d」（納付金）で丈比べを行う。</p> <p>・<u>国特別調整交付金や県調整交付金は、市町村によっては年度間で交付額にばらつきが大きい</u>ため、激変緩和検討の基準値には反映させない方が適当。</p>
(2) 丈比べの基準値の算出方法① （各数値の確定値を用いることについて）	<p>①概算交付、概算支払されている経費の取扱いについて</p> <p>○前期高齢者交付金、療養給付費等負担金、後期高齢者支援金、介護納付金など、過年度の精算を行う費用は、丈比べの基準値を算出する際は、確定額を使用する。（厚労省の基本。）</p> <p>▽当該年度の本来的額とするとともに、過年度精算額や概算の影響を受けないので、年度間のバラツキが小さく、激変緩和の検討の基準値として適当であるため</p> <p>▽確定後の前期高齢者交付金等が、該当年度の保険給付費の実績額と連動しているため。</p> <p>②前期高齢者交付金を概算額から確定額とすることによる公費の調整について</p> <p>○療養給付費等負担金、国普通調整交付金、県1号調整交付金は、「公費（決算額。療給負担金は確定額）」×「調整後の保険給付費（前期高齢者交付金（確定額）で算出）」/「調整後の保険給付費（前期高齢者交付金（概算額）で算出）」で調整を行う。</p> <p>（理由）</p> <p>▽療養給付費等負担金等の公費を、該当年度の保険給付費等の実績額と連動させるため。</p> <p>③丈比べの単年度の基準値がマイナス値となる場合は、「ゼロ値(0)」とする。</p>
(3) 丈比べの基準値の算出方法② （単年度か複数年度平均か）	<p>○平成27年度と28年度の2年間平均値を採ることで、基準値として適正な値に補正する。</p> <p>○医療分のみ全市町村で2年平均。（後期分、介護分は、全市町村で単年度。）</p> <p>※ただし、平成29年度決算数値により、丈比べが可能となった時期に、市町村と改めて協議する。</p>
(4) 「自然増等」の割合	<p>○激変緩和の丈比べを納付金(d)で行うこととしているため、改革前と後の「1人あたり納付金額(d)の伸び率」を「自然増等」とする。なお、医療分、後期分、介護分、3つの合算額ともに同様の考え方とする。</p> <p>▽激変緩和の目的は、納付金方式に変わることによる影響の緩和であり、公費充当後の納付金額で比較することが適当である。</p> <p>▽今回の制度改革により、平成30年度以降、全国ベースで1,700億円の公費の拡充がされており、保険料の増加抑制が図られている効果を考慮する必要がある。（医療費の伸び率を「自然増等」とした場合、公費拡充の効果が考慮されない。）</p> <p>▽「d」で行うことにより、県全体で公費を受け入れたうえで、医療費水準(α)、所得水準(β)による配分を行うことの影響が分かりやすい。</p>

3. 激変緩和措置の方法について（今までの県・市町村との協議結果）続き

項目	今までの県・市町村との協議結果
(5) 許容範囲について	<p>①激変緩和の「許容範囲」 ⇒1%を基本とする。ただし、10月に行う納付金の仮算定において最終決定を行う。 ▽理由 ○1%は、保険財政共同安定化事業でこれまで使用してきており市町村の理解が得られる。 ○本年10月に行う納付金の仮算定において、次のことなどから激変緩和用の必要額が変更となる可能性があるため、激変緩和用の財源にはある程度の余裕が必要。 ・第3回の試算は、平成26・27年度の平均と、平成28年度を基に試算した納付金額(29年度)を比較している。 ・30年度の納付金の本算定は、平成27・28年度の平均と、納付金額(30年度予算ベース)との比較となる。 ・仮算定において、給付費の推計値や国が示す納付金を算定するための前期高齢者交付金等の各種係数が変更となる。</p> <p>②仮算定において激変緩和用の必要額が「6億円+α」を超過する場合の対応 ⇒第3回試算において、「許容範囲1%」では、1.8億円+αの余裕財源があるが、仮算定でこれ以上に増加した場合は次の方法を検討 ・第1段階 県1号繰入金の一部を活用 ・第2段階 激変緩和用の財政安定化基金を活用 ・第3段階 許容範囲を再検討 ※α、βの再調整や、国の『納付金ガイドライン』で示された減少額をカットする方法は、第3回の試算結果では必要が無いと考えている。</p> <p>③「許容範囲」の見直し時期(改定時期)について ○激変緩和措置における「許容範囲」は、平成30年度に策定する『県国保運営方針』の対象期間の3年間(平成30～32年度)は1パーセントを基本とする。 ○ただし、公費のあり方などに変化があった場合は見直しが必要となることもあり得ることから、毎年度、公費の状況等を踏まえ、市町村と協議を行う。</p> <p>④激変緩和措置の期間について ○当面は終期を定めず、次期の『県国保運営方針』の策定(平成33年度改訂予定)に向けた協議の中で、被保険者への制度改革の周知の状況や公費の在り方等の検討状況も踏まえて検討・協議を行うこととする。</p>

結論

・今回の仮算定の結果、「許容範囲1パーセント」は、激変緩和に無理なく活用可能な財源6億円の中で対応可能であるため、**許容範囲は1パーセントとする。**

※6億円のうち、激変緩和に用いた後の残額については、全市町村に均等に再配分を行うか、県2号繰入金(現在の県2号交付金)に充当するかは、今後検討。(県2号繰入金を、激変緩和措置用の財源の確保のために減額すること及び保険者努力支援制度(市町村分)との調整が必要であり、現在、基準の見直し中。)

～平成30年度の被保険者1人当たり診療費の推計について～

1. 厚労省の考え

○平成30年度の被保険者1人当たり診療費の推計については、平成27年度から平成29年度の被保険者1人当たり診療費の伸び率を用いる方法が考えられるが、

①平成29年度の診療費実績数が少ないため、データの取得時点により推計結果が変動しやすい点

②平成27年度から平成28年度の診療費の伸び率が過年度の伸び率と比較してやや小さく、推計結果が過小に見積もられやすい点が課題。

↓

そのため、平成27年度から平成29年度の単年度平均伸び率に対し、平成24年度から平成26年度の単年度平均伸び率を参考に必要な補正を行うことを検討する。(平成27年度から平成29年度の伸び率を用いることも可能)

2. 本県における診療費の伸び率

◆本県における「被保険者1人当たり診療費」の伸び率

○平成27年度 → 29年度(2カ年の伸び率):1.43パーセント(※下部を参照)

○平成24年度 → 26年度(2カ年の伸び率):5.04パーセント

◆平成27年度から29年度にかけての伸び率は、平成26年度から平成27年度にかけて医療費が高額な薬剤等の影響で急増(一般被保険者1人当たり医療費対前年度比105.3パーセント)したことの反動で微増となっており、特異な状況と考えられ、平成30年度の診療費の推計にこの割合を用いることは不適切と判断。

※:平成27→29年度の伸び率を基に推計した平成30年度の医療費から試算したケースの医療分の自然増等の割合は▲5.34パーセントとなっているが、自然増等の割合は、制度改革前後の「1人当たり納付金(相当)額(d)」を比較したもので、平成30年度からの公費拡充の効果を考慮したものであるため、マイナス(▲)となっている。

3. 本県における平成30年度診療費の推計方法

◎平成30年度の診療費の推計に当たっては、平成28年度診療費に平成24年度から26年度の2年度分の伸び率を乗じて推計する。

4-1. 激変緩和に必要な額の試算【仮算定1】

【仮算定1】:H27→H29の診療費の伸び率でH28診療費を伸ばして、H30診療費を推計。

仮算定の前提条件

- $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 国基準、特別高額医療費の共同負担実施有り。
 ○「自然増等」の割合（2年分の伸び率）
 ⇒医療分▲5.34%、後期分2.60%、介護分5.34%、3つの合算▲2.98%
 ○「一定割合」（「激変緩和措置の対象外」の割合）
 ⇒「自然増等」+1%

激変緩和に無理なく活用可能な財源(想定額)

財源(歳入)	金額	備考
①暫定措置国費 (激変緩和用)	1.5億円+ A千円	・「+A千円」は、今回の試算で都道府県に配分されていない50億円(全国)相当額。
②平成28年度県2号交付金のうち、保険財政共同安定化事業の財政調整分	2.2億円	・平成30年度以降、当該制度廃止により激変緩和に活用可能。
③県2号交付金のうち、保険者努力支援制度移行などにより浮く財源	2.3億円	・H28県2号交付金インセンティブ分(5.3億円)－H30年度県2号繰入金インセンティブ分(予定)(3億円)=2.3億円。
④国保財政安定化基金 (激変緩和用の特例基金分)	B千円	・平成30～35年度の6年間で活用。 ・約1.8億円(被保険者数で全国配分)。年度間の活用計画は今後検討。
合計	6.0億円 +A千円 +B千円	※不足する場合は、県1号繰入金を活用して激変緩和に活用する。

激変緩和措置に必要な額

激変緩和措置に必要な額=421,331,404円

【金額単位:円】

市町村名	激変緩和措置額			合計額
	医療分	支援金分	介護分	
高知市	0	0	0	0
室戸市	18,908,000	6,922,880	747,040	26,577,920
安芸市	171,158	4,998,994	2,195,544	7,365,696
南国市	0	0	0	0
土佐市	34,440,777	4,903,953	2,270,199	41,614,929
須崎市	0	0	0	0
土佐清水市	303,979	0	0	303,979
宿毛市	0	0	0	0
四万十市	0	0	0	0
香南市	44,630,595	7,416,360	2,993,031	55,039,986
香美市	56,484,880	3,645,310	0	60,130,190
東洋町	21,962,711	0	0	21,962,711
奈半利町	11,593,098	0	406,725	11,999,823
田野町	0	0	0	0
安田町	5,957,092	420,438	0	6,377,530
北川村	17,173,642	1,052,696	115,116	18,341,454
馬路村	11,576,048	600,831	126,973	12,303,852
芸西村	0	0	0	0
大川村	4,519,599	300,211	109,560	4,929,370
土佐町	12,246,430	1,429,869	1,292,732	14,969,031
本山町	10,893,144	0	0	10,893,144
大豊町	9,653,604	0	58,428	9,712,032
佐川町	0	0	0	0
越知町	34,435,044	0	0	34,435,044
中土佐町	318,565	0	1,536,275	1,854,840
日高村	6,333,488	2,172,408	89,166	8,595,062
橋原町	970,171	0	503,435	1,473,606
大月町	0	0	0	0
三原村	0	0	0	0
いの町	69,649,000	0	0	69,649,000
津野町	0	0	0	0
仁淀川町	0	0	0	0
四万十町	0	0	0	0
黒潮町	2,802,205	0	0	2,802,205
県計	375,023,230	33,863,950	12,444,224	421,331,404

H27→H29の診療費の伸び率でH28診療費を伸ばして、H30診療費を推計。

【注意事項】

○ここで示す額は、各市町村が県に納める1人当たり納付金額（平成30年度推計値）であり、被保険者が市町村に納める「保険料税額（率）」ではない。

（各市町村の「保険料税額（率）」は、納付金額「d」に各市町村独自の保健事業、出産育児一時金等にかかる経費を加算し、また、各市町村に交付される公費等（国特調、県2号繰入金、財政安定化支援事業繰入金など）を減算した額を基に、各市町村が算出する。）

○数値は、今後、変更になる。（平成30年度に市町村が県に納める納付金額を表すものではない。）

○「自然増等」の割合（2年分の伸び率）
 ⇒医療分▲5.34%、後期分2.60%、介護分5.34%
 3つの合算▲2.98%
 ○「一定割合」（「激変緩和措置の対象外」の割合）
 ⇒「自然増等」+1%

【金額単位：円】

市町村名	H28年度決算ベース (医療分のみH27年度とH28年度の平均)				H30年度試算ベース				比較 (激変緩和措置による効果額)				比較							
	激変緩和(丈比べ)の基準値・・・【①】				激変緩和前・・・【②】 (α=1, β=国基準) (特別高額医療費共同負担有)				激変緩和措置後(許容範囲1%)・・・【③】 (α=1, β=国基準) (特別高額医療費共同負担有)				H30激変緩和後【③】 -H30激変緩和前【②】				③/①			
	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額
高知市	97,694	25,546	31,325	133,319	90,177	25,816	32,779	126,540	90,177	25,816	32,779	126,540	0	0	0	0	92.31%	101.06%	104.64%	94.92%
室戸市	109,358	25,149	31,272	144,967	108,909	27,627	33,761	147,828	104,834	26,135	33,280	142,100	▲4,075	▲1,492	▲481	▲5,728	95.86%	103.92%	106.42%	98.02%
安芸市	99,124	27,384	32,985	138,395	94,849	29,097	35,963	136,907	94,820	28,250	34,931	135,659	▲29	▲847	▲1,032	▲1,248	95.66%	103.16%	105.90%	98.02%
南国市	99,403	24,447	28,439	132,505	90,382	26,785	32,172	126,957	90,382	26,785	32,172	126,957	0	0	0	0	90.92%	109.56%	113.13%	95.81%
土佐市	92,677	25,552	30,012	127,301	92,926	27,080	32,848	129,935	88,663	26,473	31,918	124,784	▲4,263	▲607	▲930	▲5,151	95.67%	103.60%	106.35%	98.02%
須崎市	89,852	25,824	31,177	125,552	79,478	26,325	33,180	116,314	79,478	26,325	33,180	116,314	0	0	0	0	88.45%	101.94%	106.42%	92.64%
土佐清水市	90,806	25,470	30,329	126,618	89,243	24,690	30,054	124,181	89,176	24,690	30,054	124,114	▲67	0	0	▲67	98.20%	96.94%	99.09%	98.02%
宿毛市	91,945	23,737	27,296	125,043	76,475	23,205	26,204	108,667	76,475	23,205	26,204	108,667	0	0	0	0	83.17%	97.76%	96.00%	86.90%
四万十市	80,722	23,646	26,683	113,155	67,220	24,173	26,998	100,284	67,220	24,173	26,998	100,284	0	0	0	0	83.27%	102.23%	101.18%	88.63%
香南市	89,396	25,358	29,804	124,196	90,500	27,099	32,749	127,974	85,445	26,259	31,679	121,740	▲5,055	▲840	▲1,070	▲6,234	95.58%	103.55%	106.29%	98.02%
香美市	90,402	24,689	29,041	124,037	94,630	26,104	30,769	130,212	86,526	25,581	30,769	121,585	▲8,104	▲523	0	▲8,627	95.71%	103.61%	105.95%	98.02%
東洋町	89,660	23,445	22,727	120,465	111,443	23,877	24,105	143,126	86,400	23,877	24,105	118,083	▲25,043	0	0	▲25,043	96.36%	101.84%	106.06%	98.02%
奈半利町	94,207	25,063	26,591	128,745	102,712	25,509	29,516	138,738	90,598	25,509	28,323	126,199	▲12,114	0	▲1,193	▲12,539	96.17%	101.78%	106.51%	98.02%
田野町	96,688	22,760	26,755	130,238	67,750	24,521	31,420	104,942	67,750	24,521	31,420	104,942	0	0	0	0	70.07%	107.74%	117.44%	80.58%
安田町	112,771	23,786	29,747	147,423	115,199	25,159	31,045	151,698	108,483	24,685	31,045	144,508	▲6,716	▲474	0	▲7,190	96.20%	103.78%	104.36%	98.02%
北川村	96,249	24,517	20,892	127,518	139,836	28,328	23,209	175,665	92,395	25,420	22,225	124,998	▲47,441	▲2,908	▲984	▲50,667	96.00%	103.68%	106.38%	98.02%
馬路村	80,673	27,714	38,121	122,045	138,346	31,887	42,412	185,428	76,442	28,674	40,517	119,632	▲61,904	▲3,213	▲1,895	▲65,796	94.76%	103.46%	106.29%	98.02%
芸西村	137,764	28,832	38,132	180,121	124,897	31,526	42,722	171,575	124,897	31,526	42,722	171,575	0	0	0	0	90.66%	109.34%	112.04%	95.26%
大川村	22,608	21,342	23,129	54,261	74,692	25,635	27,481	112,578	20,239	22,018	24,520	53,188	▲54,453	▲3,617	▲2,961	▲59,390	89.52%	103.17%	106.01%	98.02%
土佐町	81,808	22,150	22,280	110,789	91,135	24,451	28,127	124,208	78,365	22,960	23,730	108,599	▲12,770	▲1,491	▲4,397	▲15,609	95.79%	103.66%	106.51%	98.02%
本山町	74,735	26,039	32,240	110,462	86,632	25,624	30,861	121,530	73,380	25,624	30,861	108,278	▲13,252	0	0	▲13,252	98.19%	98.41%	95.72%	98.02%
大豊町	93,626	22,595	23,709	123,058	99,510	22,761	25,421	129,601	90,588	22,761	25,233	120,625	▲8,922	0	▲188	▲8,976	96.76%	100.73%	106.43%	98.02%
佐川町	92,336	23,881	32,774	126,081	82,426	25,080	32,589	117,314	82,426	25,080	32,589	117,314	0	0	0	0	89.27%	105.02%	99.44%	93.05%
越知町	76,367	27,034	33,198	114,581	98,521	25,975	33,962	135,933	74,903	25,975	33,962	112,315	▲23,618	0	0	▲23,618	98.08%	96.08%	102.30%	98.02%
中土佐町	95,951	25,299	30,747	131,118	92,041	25,755	36,496	129,509	91,872	25,755	33,956	128,525	▲169	0	▲2,540	▲984	95.75%	101.80%	110.44%	98.02%
日高村	79,218	23,150	32,939	111,877	80,313	25,538	35,250	116,027	75,625	23,930	35,022	109,665	▲4,688	▲1,608	▲228	▲6,362	95.46%	103.37%	106.32%	98.02%
梶原町	76,308	24,955	23,564	108,199	74,414	25,100	27,554	107,626	73,383	25,100	25,737	106,060	▲1,031	0	▲1,817	▲1,566	96.17%	100.58%	109.22%	98.02%
大月町	101,743	26,545	29,972	139,402	84,426	24,748	31,244	120,760	84,426	24,748	31,244	120,760	0	0	0	0	82.98%	93.23%	104.24%	86.63%
三原村	90,006	23,561	23,869	121,452	74,351	21,757	25,189	104,429	74,351	21,757	25,189	104,429	0	0	0	0	82.61%	92.34%	105.53%	85.98%
いの町	85,101	25,187	30,559	119,678	94,322	25,735	30,282	129,362	82,272	25,735	30,282	117,312	▲12,050	0	0	▲12,050	96.68%	102.18%	99.09%	98.02%
津野町	83,150	27,121	26,864	119,144	84,287	23,067	26,376	116,066	84,287	23,067	26,376	116,066	0	0	0	0	101.37%	85.05%	98.18%	97.42%
仁淀川町	77,656	20,745	27,094	106,516	74,021	21,437	25,992	103,243	74,021	21,437	25,992	103,243	0	0	0	0	95.32%	103.34%	95.93%	96.93%
四万十町	82,693	25,337	29,880	118,455	74,356	25,608	31,851	111,078	74,356	25,608	31,851	111,078	0	0	0	0	89.92%	101.07%	106.60%	93.77%
黒潮町	89,308	25,905	29,645	124,743	89,432	24,994	26,930	123,082	88,627	24,994	26,930	122,277	▲805	0	0	▲805	99.24%	96.48%	90.84%	98.02%
県計	93,968	25,222	30,214	128,944	88,952	25,878	31,828	125,105	86,822	25,686	31,609	122,712	▲2,130	▲192	▲219	▲2,393	92.40%	101.84%	104.62%	95.17%

※合計額(医療分、後期分、介護分の合計)は、医療分と後期分と介護分の合計額を一般被保険者数で除しているため、医療分、後期分、介護分の合算額と等しくならない。

4-2. 激変緩和に必要な額の試算【仮算定2】

【仮算定2】:H24→H26の診療費の伸び率でH28診療費を伸ばして、H30診療費を推計。

仮算定の前提条件

- $\alpha = 1, \beta =$ 国基準、特別高額医療費の共同負担実施有り。
 ○「自然増等」の割合（2年分の伸び率）
 ⇒医療分1.19%、後期分2.60%、介護分5.34%、3つの合算1.78%
 ○「一定割合」（「激変緩和措置の対象外」の割合）
 ⇒「自然増等」+1%

激変緩和に無理なく活用可能な財源(想定額)

財源(歳入)	金額	備考
①暫定措置国費 (激変緩和用)	1.5億円+ A千万円	・「+A千万円」は、今回の試算で都道府県に配分されていない50億円(全国)相当額。
②平成28年度県2号交付金のうち、保険財政共同安定化事業の財政調整分	2.2億円	・平成30年度以降、当該制度廃止により激変緩和に活用可能。
③県2号交付金のうち、保険者努力支援制度移行などにより浮く財源	2.3億円	・H28県2号交付金インセンティブ分(5.3億円)－H30年度県2号繰入金インセンティブ分(予定)(3億円)=2.3億円。
④国保財政安定化基金 (激変緩和用の特例基金分)	B千万円	・平成30～35年度の6年間で活用。 ・約1.8億円(被保険者数で全国配分)。年度間の活用計画は今後検討。
合計	6.0億円 +A千万円 +B千万円	※不足する場合は、県1号繰入金を活用して激変緩和に活用する。

激変緩和措置に必要な額

激変緩和措置に必要な額=444,519,028円

市町村名	激変緩和措置額			
	医療分	支援金分	介護分	合計額
高知市	0	0	0	0
室戸市	21,705,920	7,219,840	774,880	29,700,640
安芸市	6,686,966	4,414,696	1,941,758	13,043,420
南国市	0	0	0	0
土佐市	37,244,190	4,895,874	2,270,199	44,410,263
須崎市	0	0	0	0
土佐清水市	0	0	0	0
宿毛市	0	0	0	0
四万十市	0	0	0	0
香南市	47,729,574	7,328,070	2,957,715	58,015,359
香美市	58,206,470	3,645,310	0	61,851,780
東洋町	23,007,218	0	0	23,007,218
奈半利町	11,632,335	0	406,725	12,039,060
田野町	0	0	0	0
安田町	6,189,486	440,839	0	6,630,325
北川村	17,605,508	1,057,402	115,840	18,778,750
馬路村	12,279,168	595,782	126,038	13,000,988
芸西村	0	0	0	0
大川村	4,817,237	294,484	107,485	5,219,206
土佐町	12,411,378	1,436,582	1,298,486	15,146,446
本山町	11,138,922	0	0	11,138,922
大豊町	10,875,182	0	60,592	10,935,774
佐川町	0	0	0	0
越知町	33,780,402	0	0	33,780,402
中土佐町	56,550	0	1,460,875	1,517,425
日高村	6,348,349	2,121,070	87,815	8,557,234
橋原町	1,773,785	0	528,842	2,302,627
大月町	0	0	0	0
三原村	0	0	0	0
いの町	73,810,600	0	0	73,810,600
津野町	0	0	0	0
仁淀川町	0	0	0	0
四万十町	0	0	0	0
黒潮町	1,632,589	0	0	1,632,589
県計	398,931,829	33,449,949	12,137,250	444,519,028

仮算定2 5-2. 『1人当たり納付金額（d）』の時点による変化について（激変緩和用の余裕財源再配分前）

H24→H26の診療費の伸び率でH28診療費を伸ばして、H30診療費を推計。

【注意事項】

○ここで示す額は、各市町村が県に納める1人当たり納付金額（平成30年度推計値）であり、被保険者が市町村に納める「保険料税額（率）」ではない。

（各市町村の「保険料税額（率）」は、納付金額「d」に各市町村独自の保健事業、出産育児一時金等にかかる経費を加算し、また、各市町村に交付される公費等（国特調、県2号繰入金、財政安定化支援事業繰入金など）を減算した額を基に、各市町村が算出する。）

○数値は、今後、変更になる。（平成30年度に市町村が県に納める納付金額を表すものではない。）

○「自然増等」の割合（2年分の伸び率）
⇒医療分1.19%、後期分2.60%、介護分5.34%
3つの合算1.78%
○「一定割合」（「激変緩和措置の対象外」の割合）
⇒「自然増等」+1%

【金額単位：円】

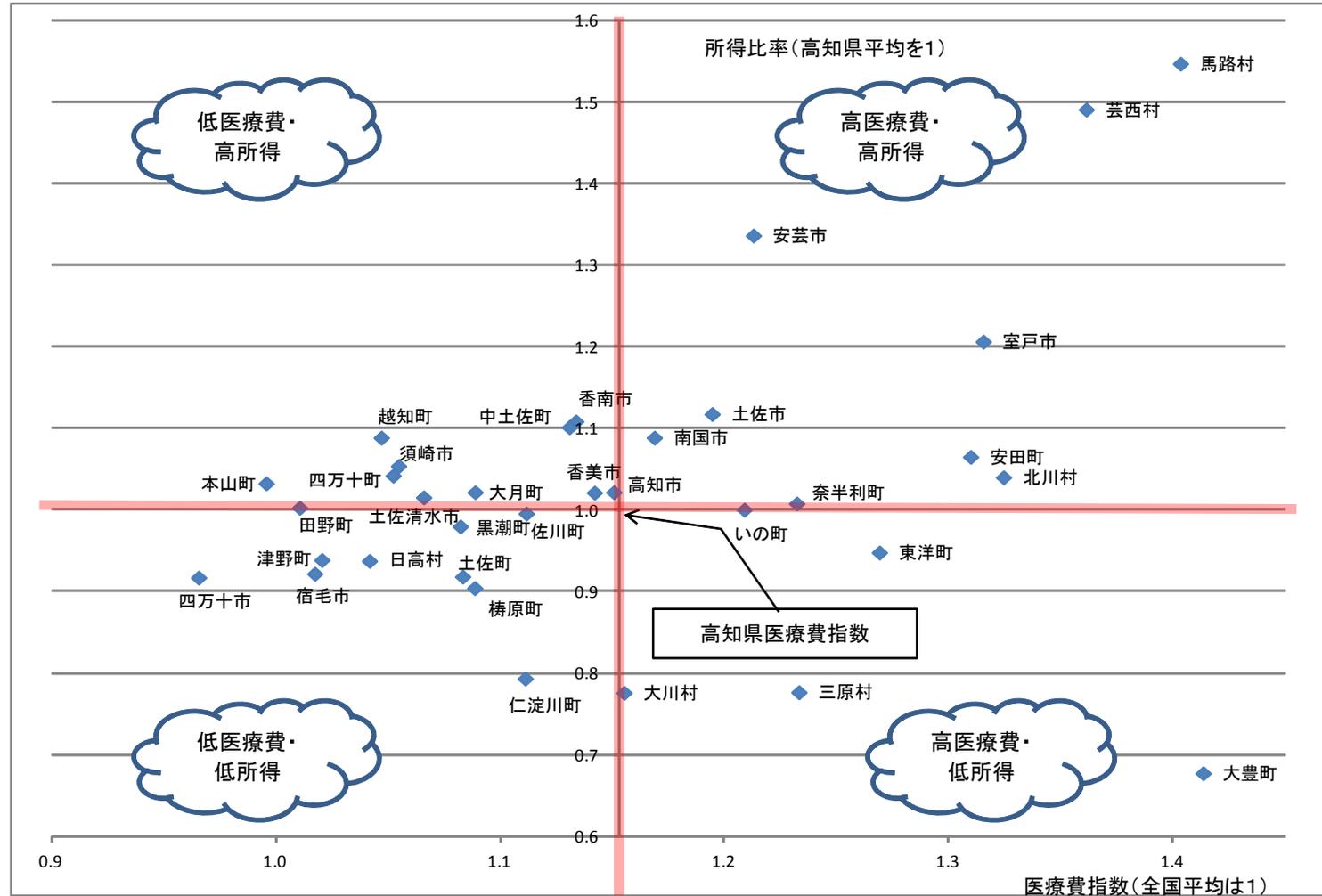
市町村名	H28年度決算ベース (医療分のみH27年度とH28年度の平均)				H30年度試算ベース								比較 (激変緩和措置による効果額)				比較			
	激変緩和(丈比べ)の基準値...【①】				激変緩和前...【②】 (α=1、β=国基準) (特別高額医療費共同負担有)				激変緩和措置後(許容範囲1%)...【③】 (α=1、β=国基準) (特別高額医療費共同負担有)				H30激変緩和後【③】 -H30激変緩和前【②】				③/①			
	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額	医療分	支援金分	介護分	合計額
	97.694	25.546	31.325	133.319	96.403	25.816	32.779	132.766	96.403	25.816	32.779	132.766	0	0	0	0	98.68%	101.06%	104.64%	99.59%
高知市	97.694	25.546	31.325	133.319	96.403	25.816	32.779	132.766	96.403	25.816	32.779	132.766	0	0	0	0	98.68%	101.06%	104.64%	99.59%
室戸市	109.358	25.149	31.272	144.967	116.479	27.627	33.761	155.399	111.801	26.071	33.262	148.998	▲ 4,678	▲ 1,556	▲ 499	▲ 6,401	102.23%	103.67%	106.36%	102.78%
安芸市	99.124	27.384	32.985	138.395	102.395	29.097	35.963	144.452	101.262	28.349	35.051	142.242	▲ 1,133	▲ 748	▲ 912	▲ 2,210	102.16%	103.52%	106.26%	102.78%
南国市	99.403	24.447	28.439	132.505	96.688	26.785	32.172	133.263	96.688	26.785	32.172	133.263	0	0	0	0	97.27%	109.56%	113.13%	100.57%
土佐市	92.677	25.552	30.012	127.301	99.327	27.080	32.848	136.337	94.717	26.474	31.918	130.840	▲ 4,610	▲ 606	▲ 930	▲ 5,497	102.20%	103.61%	106.35%	102.78%
須崎市	89.852	25.824	31.177	125.552	85.143	26.325	33.180	121.978	85.143	26.325	33.180	121.978	0	0	0	0	94.76%	101.94%	106.42%	97.15%
土佐清水市	90.806	25.470	30.329	126.618	94.919	24.690	30.054	129.558	94.919	24.690	30.054	129.558	0	0	0	0	104.53%	96.94%	99.09%	102.56%
宿毛市	91.945	23.737	27.296	125.043	81.777	23.205	26.204	113.969	81.777	23.205	26.204	113.969	0	0	0	0	88.94%	97.76%	96.00%	91.14%
四万十市	80.722	23.646	26.683	113.155	72.146	24.173	26.998	105.209	72.146	24.173	26.998	105.209	0	0	0	0	89.38%	102.23%	101.18%	92.98%
香南市	89.396	25.358	29.804	124.196	96.746	27.099	32.749	134.220	91.340	26.269	31.692	127.649	▲ 5,406	▲ 830	▲ 1,057	▲ 6,571	102.17%	103.59%	106.33%	102.78%
香美市	90.402	24.689	29.041	124.037	100.777	26.104	30.769	136.359	92.426	25.581	30.769	127.485	▲ 8,351	▲ 523	0	▲ 8,874	102.24%	103.61%	105.95%	102.78%
東洋町	89.660	23.445	22.727	120.465	118.365	23.877	24.105	150.048	92.131	23.877	24.105	123.814	▲ 26,234	0	0	▲ 26,234	102.76%	101.84%	106.06%	102.78%
奈半利町	94.207	25.063	26.591	128.745	108.878	25.509	29.516	144.904	96.723	25.509	28.323	132.324	▲ 12,155	0	▲ 1,193	▲ 12,580	102.67%	101.78%	106.51%	102.78%
田野町	96.688	22.760	26.755	130.238	72.194	24.521	31.420	109.386	72.194	24.521	31.420	109.386	0	0	0	0	74.67%	107.74%	117.44%	83.99%
安田町	112.771	23.786	29.747	147.423	122.497	25.159	31.450	158.996	115.519	24.662	31.045	151.521	▲ 6,978	▲ 497	0	▲ 7,475	102.44%	103.68%	104.36%	102.78%
北川村	96.249	24.517	20.892	127.518	147.109	28.328	33.209	182.938	98.475	25.407	22.219	131.063	▲ 48,634	▲ 2,921	▲ 990	▲ 51,875	102.31%	103.63%	106.35%	102.78%
馬路村	80.673	27.714	38.121	122.045	147.879	31.887	42.412	194.961	82.215	28.701	40.531	125.437	▲ 65,664	▲ 3,186	▲ 1,881	▲ 69,524	101.91%	103.56%	106.32%	102.78%
芸西村	137.764	28.832	38.132	180.121	133.305	31.526	42.722	179.984	133.305	31.526	42.722	179.984	0	0	0	0	96.76%	109.34%	112.04%	99.92%
大川村	22.608	21.342	23.129	54.261	80.765	25.635	27.481	118.651	22.726	22.087	24.576	55.769	▲ 58,039	▲ 3,548	▲ 2,905	▲ 62,882	100.52%	103.49%	106.26%	102.78%
土佐町	81.808	22.150	22.280	110.789	96.589	24.451	28.127	129.663	83.647	22.953	23.710	113.869	▲ 12,942	▲ 1,498	▲ 4,417	▲ 15,794	102.25%	103.63%	106.42%	102.78%
本山町	74.735	26.039	32.240	110.462	92.186	25.624	30.861	127.084	78.635	25.624	30.861	113.533	▲ 13,551	0	0	▲ 13,551	105.22%	98.41%	95.72%	102.78%
大豊町	93.626	22.595	23.709	123.058	106.495	22.761	25.421	136.586	96.444	22.761	25.227	126.479	▲ 10,051	0	▲ 194	▲ 10,107	103.01%	100.73%	106.40%	102.78%
佐川町	92.336	23.881	32.774	126.081	88.116	25.080	32.589	123.004	88.116	25.080	32.589	123.004	0	0	0	0	95.43%	105.02%	99.44%	97.56%
越知町	76.367	27.034	33.198	114.581	103.523	25.975	33.962	140.935	80.354	25.975	33.962	117.766	▲ 23,169	0	0	▲ 23,169	105.22%	96.08%	102.30%	102.78%
中土佐町	95.951	25.299	30.747	131.118	98.100	25.755	36.496	135.568	98.070	25.755	34.081	134.763	▲ 30	0	▲ 2,415	▲ 805	102.21%	101.80%	110.84%	102.78%
日高村	79.218	23.150	32.939	111.877	85.606	25.538	35.250	121.320	80.907	23.968	35.025	114.986	▲ 4,699	▲ 1,570	▲ 225	▲ 6,334	102.13%	103.53%	106.33%	102.78%
橋原町	76.308	24.955	23.564	108.199	80.443	25.100	27.554	113.654	78.558	25.100	25.645	111.207	▲ 1,885	0	▲ 1,909	▲ 2,447	102.95%	100.58%	108.83%	102.78%
大月町	101.743	26.545	29.772	139.402	90.224	24.748	31.244	126.557	90.224	24.748	31.244	126.557	0	0	0	0	88.68%	93.23%	104.24%	90.79%
三原村	90.006	23.561	23.869	121.452	81.481	21.757	25.189	111.559	81.481	21.757	25.189	111.559	0	0	0	0	90.53%	92.34%	105.53%	91.85%
いの町	85.101	25.187	30.559	119.678	100.736	25.735	30.282	135.775	87.966	25.735	30.282	123.005	▲ 12,770	0	0	▲ 12,770	103.37%	102.18%	99.09%	102.78%
津野町	83.150	27.121	26.864	119.144	89.494	23.067	26.376	121.273	89.494	23.067	26.376	121.273	0	0	0	0	107.63%	85.05%	98.18%	101.79%
仁淀川町	77.656	20.745	27.094	106.516	79.188	21.437	25.992	108.410	79.188	21.437	25.992	108.410	0	0	0	0	101.97%	103.34%	95.93%	101.78%
四万十町	82.693	25.337	29.880	118.455	80.025	25.608	31.851	116.746	80.025	25.608	31.851	116.746	0	0	0	0	96.77%	101.07%	106.60%	98.56%
黒潮町	89.308	25.905	29.645	124.743	95.030	24.994	26.930	128.680	94.561	24.994	26.930	128.211	▲ 469	0	0	▲ 469	105.88%	96.48%	90.84%	102.78%
県計	93.968	25.222	30.214	128.944	95.086	25.878	31.828	131.239	92.820	25.688	31.615	128.714	▲ 2,266	▲ 190	▲ 213	▲ 2,525	98.78%	101.85%	104.64%	99.82%

※合計額(医療分、後期分、介護分の合計)は、医療分と後期分と介護分の合計額を一般被保険者数で除しているため、医療分、後期分、介護分の合算額と等しくならない。

医療費指数（年齢調整後）（平成26～28年度平均） 所得（平成28・29年度平均）

	医療費指数 (H26～28平均)		所得比率 (H28・29医療分 平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.151	15	1.022	16
室戸市	1.316	5	1.206	4
安芸市	1.213	10	1.336	3
南国市	1.169	13	1.089	8
土佐市	1.195	12	1.117	5
須崎市	1.055	26	1.054	11
四万十市	0.966	34	0.917	29
土佐清水市	1.066	25	1.015	18
宿毛市	1.018	31	0.922	27
東洋町	1.269	7	0.948	24
奈半利町	1.232	9	1.008	19
田野町	1.011	32	1.003	20
安田町	1.310	6	1.065	10
北川村	1.325	4	1.040	13
馬路村	1.403	2	1.547	1
芸西村	1.361	3	1.491	2
香美市	1.142	16	1.021	17
香南市	1.134	17	1.108	6
大川村	1.155	14	0.776	33
土佐町	1.083	23	0.918	28
本山町	0.996	33	1.033	14
大豊町	1.414	1	0.677	34
いの町	1.209	11	1.000	21
仁淀川町	1.111	20	0.793	31
佐川町	1.112	19	0.996	22
越知町	1.047	28	1.088	9
中土佐町	1.131	18	1.101	7
四万十町	1.052	27	1.042	12
日高村	1.042	29	0.938	26
津野町	1.021	30	0.939	25
梶原町	1.089	22	0.904	30
黒潮町	1.082	24	0.980	23
大月町	1.089	21	1.022	15
三原村	1.233	8	0.777	32
高知県平均	1.153		1.000	

※数値は、「国保事業費納付金等算定標準システム」から引用。



・医療費指数は、特別高額医療費の共同負担を行うこととして算出した数値。

・所得は、H28年度とH29年度の1人当たり所得の平均。所得シェアを算出する際は、H30年度の被保険者数(推計値)を乗算する。

平成29年度スケジュール（国保制度改革に向けて）

平成29年11月7日 高知県国保指導課

月	スケジュール	備考
平成29年 4月	◇第7回 幹事会(4月21日) ・国保事業費納付金の算定方法等 ◇第1回 運営協議会(4月24日) ・国保制度改革について等	
5月	◇第8回 幹事会(5月30日) ・国保事業費納付金の算定方法、『高知県国民健康保険運営方針』等	
6月		
7月	◇第9回 幹事会(7月24日) ・国保事業費納付金の算定方法、国保運営方針(原案)	
8月	◇第10回 幹事会(8月15日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の取りまとめ ◇全市町村への説明会(8月22日) ・国保事業費納付金の算定方法(案)等について説明 ◇第4回 運営検討協議会(8月31日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の取りまとめ	
9月	◇第2回 運営協議会(9月14日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の審議 ◇国保運営方針(案)について全市町村へ意見照会(9月22日～10月12日) ◇国保運営方針(案)パブリックコメント(9月22日～10月21日)	
10月	◇9月県議会 危機管理文化厚生委員会 (10月4日) ・国保運営方針(案)等報告	※ 納付金算定の仮係数10月23日提示。
11月	◇第11回 幹事会(11月2日) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の決定 ◇第5回 運営検討協議会(11月7日) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の決定 ◇第3回 運営協議会(11月10日) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の答申 ○『高知県国民健康保険運営方針』等決定(上～中旬)	
12月	◇12月県議会 ・国保事業費納付金等関係条例議案の提案、国保運営方針報告	※ 納付金算定の確定係数提示が12月下旬予定。
平成30年 1月	市町村へ平成30年度事業費納付金額通知(中～下旬)	※各市町村は、平成30年度国保特別会の予算編成及び保険料・税率の検討。
2月	◇県議会 ・平成30年度国保特別会計予算、財政安定化基金条例改正議案等の提案	
3月	△市町村議会 ・必要に応じて国保料(税)条例の改正議案の提案。	